

職業安定分科会雇用保険部会(第144回)	資料2-1
令和2年12月11日	

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案(報告)

労審発第1234号

令和2年11月20日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 鎌田



令和2年11月19日付け厚生労働省発職1119第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業安定法施行規則、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則、雇用保険法施行規則、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則、港湾労働法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年11月20日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業安定法施行規則、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則、雇用保険法施行規則、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則、港湾労働法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係）」について

令和2年11月19日付け厚生労働省発職1119第5号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

厚生労働省発職 1119 第 5 号

令和 2 年 11 月 19 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業安定法施行規則、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則、雇用保険法施行規則、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則、港湾労働法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（職業安定法施行規則、激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則、雇用保険法施行規則、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則、港湾労働法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係）

第一 職業安定法施行規則の一部改正

様式第一号、様式第一号の二、様式第三号、様式第六号及び様式第七号から様式第八号の二までの様式について、押印欄を削除すること。

第二 激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令の一部改正

様式第一号について、押印欄を削除すること。

第三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一

部改正

様式第一号から様式第三号まで及び様式第五号について、押印欄を削除すること。

第四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正

様式第一号について、押印欄を削除すること。

第五 雇用保険法施行規則の一部改正

一 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求を行う者は、その請求書又は聴取書に署名又は記名押印しなければならないこととされているところ、当該署名及び押印を不要とするにと。

二 事業主が代理人を選任し、又は解任したときは、署名又は記名押印した届書を公共職業安定所に提出しなければならないこととされているところ、署名及び押印を不要とすること。

三 様式第二号、様式第二号の二、様式第四号から様式第六号まで、様式第八号、様式第九号の二から様式第十号の二の二まで、様式第十号の四、様式第十二号、様式第十四号から様式第十六号まで、様式第十八号、様式第二十号、様式第二十二号、様式第二十二号の三、様式第二十四号から様式第二十六号ま

で、様式第二十八号から様式第三十号まで、様式第三十二号から様式第三十二号の四まで、様式第三十三号の二、様式第三十三号の二の二、様式第三十三号の二の四から様式第三十三号の四まで、様式第三十三号の六から様式第三十三号の八まで及び様式第三十五号から様式第三十七号までの様式について、押印欄（様式第二十九号の二から様式第二十九号の三まで、様式第三十三号の三及び様式第三十三号の四については、申請者の押印欄に限る。）を削除すること。

第六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

様式第一号、様式第三号、様式第五号、様式第六号、様式第八号、様式第十二号、様式第十三号及び様式第十六号から様式第十九号までの様式について、押印欄を削除すること。

第七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

様式第一号、様式第五号、様式第八号及び様式第十一号から様式第十三号までの様式について、押印欄を削除すること。

第八 港湾労働法施行規則の一部改正

様式第一号、様式第三号、様式第六号、様式第七号及び様式第十号から様式第十四号までの様式について

て、押印欄を削除すること。

第九 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正

様式第三号について、押印欄を削除すること。

第十 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。